

訪問看護事業者 様

大阪府国民健康保険団体連合会

医療保険における訪問看護療養費の請求について

要介護被保険者等である患者に係る訪問看護療養費について、誤って医療保険に請求されている例が見受けられます。

詳しくは、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 103 号）第四並びに医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について（平成 18 年 4 月 28 日老老発第 0428001 号・保医発 0428001 号）をご参照いただきますようお願いいたします。

また、要介護認定申請中の患者についても、介護保険法第 27 条第 8 項に規定のとおり申請日に遡って認定の効力が発生するため介護保険での請求となります。

なお、当該患者に係る訪問看護療養費について、下記のいずれにも該当なく医療保険に請求された場合は、保険者からの申し出により返戻となりますのでご注意ください。

記

- (1) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者に対する指定訪問看護を行う場合
- (3) 精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合
- (4) 病院又は診療所に入院している者で、在宅療養に備えて一時的に外泊している次のいずれかに該当するものに対する指定訪問看護を行う場合
 - イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
 - ロ 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
 - ハ その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者